

敦賀市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した、定期監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年3月30日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	有	馬	茂人

定期監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

3 監査の対象

都市整備部

都市政策課

新幹線整備課（並行在来線対策室、敦賀駅交流施設）

4 監査の範囲

令和元年度及び令和2年度（4月から10月末まで）における事務の執行状況及び事業の管理状況

5 監査の実施日

令和3年1月28日

6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び事業の管理が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の着眼点

- （1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- （2）事務処理で法令に違反するものはないか。
- （3）事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- （4）その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

8 監査の結果

各課等における財務に関する事務の執行については、監査した範囲において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

(1) 指定管理者の与信管理について

公の施設の指定管理者である企業については、与信管理の観点から、指定管理業務の経理状況のみならず、定期的に全社ベースの決算書の提出を求める等、企業の経営状況の把握に努められたい。

【新幹線整備課】